

日建協が提言

民間建築に「4週8休」

確認申請書にチェック欄

日本建設産業職員労働組合協議会（宮野）も議論。建設産業の健全な発展という観点から、国省や厚生労働省に働きかけ、民間建築工事にも4週8休の導入を提言する。また、工期設定の「不稼働日」を明確にするため、確認申請書にチェック欄を追加する。97年に旧建設省が出した「建設工事の工期設定に関する指針」に基づき、受注者と適正な工期について協議し、その結果を報告すること。また、契約当事者である企業経営者に対し、「社員への健康維持」を促す。また、工期設定の「不稼働日」を明確にするため、確認申請書にチェック欄を追加する。97年に旧建設省が出した「建設工事の工期設定に関する指針」に基づき、受注者と適正な工期について協議し、その結果を報告すること。また、契約当事者である企業経営者に対し、「社員への健康維持」を促す。

日建協が提案した確認申請書への「不稼働日の考え方」記載案

【工事期間の不稼働日の考え方について】
①4週8休、祝日、降水（降雨、降雪）等を不稼働日に見込んでいること。
□見込んでいる □見込んでいない
②見込んでいない場合は、「建設産業における労働時間短縮推進要綱」の趣旨に基づき、受注者と適正な工期について協議し、その結果を報告すること。

申請者（発注者）に渡し、周知すべきだとしている。発注者に対しては、工事を発注する際の条件として明文化することを求めたほか、発注時期を早めたり、竣工時期の平準化を提案している。また、契約当事者である企業経営者に対し、「社員への健康維持」を促す。また、工期設定の「不稼働日」を明確にするため、確認申請書にチェック欄を追加する。97年に旧建設省が出した「建設工事の工期設定に関する指針」に基づき、受注者と適正な工期について協議し、その結果を報告すること。また、契約当事者である企業経営者に対し、「社員への健康維持」を促す。

19年 7月 30日

建設通信新聞